

## 議 案 第 2 号

### 専決処分の報告及び承認について

松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定については、平成30年4月1日を施行日として介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が同年3月22日に公布され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことから、特に緊急を要すると認め、同基準等の改正に準じ、本市における基準等を整備するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

平成30年6月13日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

## 専 決 処 分 書

松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

松戸市長 本郷谷 健 次

## 理 由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に準じ、本市における基準等を整備するため。

松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年松戸市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「定める者」の次に「(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第18条中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)」を「施行規則」に改める。

第19条中「介護保険法施行規則」を「施行規則」に改める。

第48条第1項中「定める者」の次に「(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第61条の9第4号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、同条第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第61条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第61条の20の3中「及び第61条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあり、並びに第61条の13第3項」を「、第61条の10第5項及び第61条の13第3項」に改める。

第63条第1項中「特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「) ) の事業」を「) の事業」に改める。

第192条中「介護保険法施行規則」を「施行規則」に改める。

第193条第11項ただし書中「前項各号」を「第7項各号」に改める。

(松戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 松戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年松戸市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

(松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成30年松戸市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(この条例による改正後の松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。)については、同号の規定にかかわらず」を「については」に、「に修了した場合には、同号」を「の間は、松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例第4条第3号」に、「修了したもの」を「主任介護支援専門員更新研修を修了しているもの」に改める。

附則第3項中「新条例」を「松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」に「間に最初の」を「間に」に改め、「係る最初の主任介護支援専門員更新研修」の次に「(同号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。)」を加える。

附則第4項中「新条例」を「松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。